

平成十七年 第四回定例県議会 提案理由説明要旨

平成十七年第四回定例県議会の開会にあたり、県政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出しました諸議案の概要について説明申し上げます。

一 県政諸般の報告

(1) 三位一体改革の情勢について

まず、暫定的に削減対象となっている義務教育費国庫負担金について、本県は当初から現行制度の堅持を主張してまいりました。先般の中央教育審議会の答申でも国庫負担維持が示されたところであります。これらを受けて、現時点では、中学校分の国庫負担を全廃するのではなく、小学校分を含めて負担率を引き下げる案が有力となっている模様であります。これについては、今後とも義務教育に国庫負担制度が残るよう努力してまいりたいと考えております。

一方、昨年積み残しとなった六千億円の国庫補助負担金の削減をめぐって、自治体の自由度向上には結びつかない議論が再び行われております。特に、生活保護費の国庫負担率引き下げは、単なる地方への負担転嫁に過ぎないうえ、保護率の高い本県への影響は大きく、受け容れ難いものであります。

また、今ひとつ大事なことは、地方交付税等の一般財源を確保することであります。昨年の政府・与党合意で来年度の総額確保は謳われているものの、その動向については、県財政だけでなく、市町村財政の観点からも注視していかなければなりません。

これらの状況を念頭に置いて、三位一体改革が県民生活に大きな影響を及ぼすことのないよう、主張すべきは主張するとともに、来年度予算の編成においても十分配慮してまいりたいと考えております。

(2) 東九州自動車道等の整備と道路特定財源の確保について

これから地域間競争の時代を迎えるにあたっては、その前提となる競争基盤の整備が不可欠であります。本県にとっては、東九州自動車道や中九州横断道路、中津日田道路をはじめ、道路整備が最も重要な課題であると考えております。

こうした中、道路特定財源の一般財源化等が政府内で検討されていますが、我々としては、現行制度の維持とともに、地方への集中投資を強く望むものであります。

特に、東九州自動車道については、津久見以南の建設促進とともに、宇佐・椎田間の早期事業着手が緊急な課題となっています。経済界の動きも活発で、九州各県の青年会議所はわずか三カ月で百八十九万人の署名を集め、大分経済同友会は「優先着工」緊急提言に続き、来る十二月一日には県民総決起大会を開催することとしております。

私もこのような熱い声援を受けて、身の引き締まる思いであり、早期整備に向けて不撓の決意で取り組んでまいりたいと考えております。

(3) 全国少年少女発明クラブ創作展等について

今月は、二組の賓客を本県にお迎えしました。最初は常陸宮殿下、同妃殿下であります。両殿下には発明クラブ創作展等にご臨席賜り、子ども達に親しく声をお掛けいただきました。発明や技術が経済発展の重要な要素となっている今日、子ども達にとって、今後の大

きな励みになったのではないかと考えております。

次のお客様は、小泉内閣総理大臣であります。総理には世界観光学生サミットに出席いただき、国内外の学生達に向けて、自らが進めるビジット・ジャパン・キャンペーンについて熱弁を振るっていただきました。観光は二十一世紀最大の成長産業と言われており、サミットに参加した学生達が将来の観光リーダーとして各地で活躍するよう期待しております。

今後ともこうした機会を通じて本県の魅力を情報発信していくとともに、子どもや学生など若い世代の活力やアイデアが花と開き、実を結ぶよう努めてまいります。

二 提出議案の説明

次に、提出しました諸議案の主なものについて、その内容を説明申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算案であります。今回補正しますのは、九月上旬に襲来した台風十四号の災害対策関係費、三十四億八百二十二万三千元であります。

歳入予算の主なものとしては、国庫支出金二十億八千余万円、県債九億五千二百万円であります。

また、首都圏フラッグショップの開設にあたって、民間ノウハウを最大限に活用し、機動的な運営を行うため、JR九州とともに新会社を設立したいと考えており、これに出資するため予算の組み替えをお願いしております。

第百五十二号議案 大分県地方行政機関設置条例等の一部改正については、地域社会の変化に応じた新しい県の役割を果たすため、来年度から十二地方振興局を六振興局体制に再編すること等について、条例を改正するものであります。

第百五十七号議案、第百五十八号議案、第百六十二号議案、第百六十四号議案及び第百七十二号議案 公の施設の指定管理者の指定については、県有三十四施設の来年度からの管理主体を指定することについて、議決を求めるものであります。指定の候補者については、指定管理者制度の目的である県民サービス向上と経費削減の観点から、選定委員会や外部有識者の意見聴取を経て決定したものであります。当該施設に係る十八年度の県支出額は十八億二千五百四十四万六千円を予定しており、行財政改革前の十五年度と比較して七億二千三百余万円、十七年度と比較しても二億千六百余万円の縮減となります。なお、今回選定されなかった財団等の管理団体には、これまでの努力を多とするとともに、プロパー職員の処遇等については団体とも協力しながら対処してまいりたいと考えております。

第百六十一号議案 大分県病院事業の設置等に関する条例の制定については、県立病院、三重病院について地方公営企業法の全ての規定を適用することにより、経営における権限と責任を明確にし、主体的に経営改善に取り組む体制を整備するため、条例を制定するものであります。両病院は多額の累積欠損金を抱えていることから、経営の全責任を負う病院事業管理者を新たに設置し、企業的経営を進め、早期の単年度収支均衡を目指してまいります。また、来年度からの法の全部適用にあわせて、課題となっていた給食業務について民間委託することとし、第百五十号議案、第百五十一号議案で債務負担行為を設定する補正予算案を提出しております。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重御審議のうえ、御賛同いただきますようお願い申し上げます。